

## 高島市民病院医療情報システム更新支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、「高島市民病院医療情報システム更新支援業務委託」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

令和8年度 高病契第 146号  
高島市民病院医療情報システム更新支援業務委託

#### (2) 業務場所

高島市民病院  
滋賀県高島市勝野1667番地

#### (3) 業務内容

別紙「高島市民病院医療情報システム更新支援業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 業務期間

契約日から令和9年3月31日まで

### 3. 業務見積額

- (1) 本業務に係る経費は、8,360,000（消費税および地方消費税額を含む）を上限とする。
- (2) 本業務における見積りは、仕様書に基づき算出した金額を記載した見積書（消費税抜）を提出すること。

### 4. スケジュール

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 令和8年9月18日（金）   | 公募開始（予定）             |
| 令和8年10月2日（金）   | 質疑受付締切               |
| 令和8年10月9日（金）   | 質疑に対する回答予定           |
| 令和8年10月15日（木）  | 参加申込提出締切、企画提案書等の提出締切 |
| 令和8年10月19日（月）頃 | プレゼンテーション審査（予定）      |
| 令和8年11月中旬      | 審査結果通知、見積徴収（予定）      |
| 令和8年11月中旬      | 契約締結（予定）             |

### 5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 200床以上の病院で医療情報システム導入支援業務の受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 高島市から指名停止を現に受けていないこと。
- (4) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

## 6. 関係資料の配布方法

- ・ 高島市民病院ホームページからのダウンロードを原則とする。  
URL [http://www.city.takashima.lg.jp/iryo\\_kenko\\_fukusi/tmh/](http://www.city.takashima.lg.jp/iryo_kenko_fukusi/tmh/)
- ・ 掲載期間

令和8年9月18日（金）17時から令和8年10月15日（木）17時まで

・掲載資料

- (1) 高島市民病院医療情報システム更新支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領
- (2) 高島市民病院医療情報システム更新支援業務委託仕様書
- (3) 高島市民病院医療情報システム更新支援業務委託公募型プロポーザル参加申込書・質問書

7. 説明会

説明会は実施しません。

8. 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式1）により、電子メール、ファクシミリ、郵送等（受付期間内必着）にて提出すること。

※ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨伝え、高島市民病院 事務部 医事課で着信したことを確認してください。

※郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 期限

令和8年10月2日（金）17時00分まで（必着）

(3) 提出先

高島市民病院 事務部 医事課

(4) 回答方法

提出されたすべての質問事項に対する回答を取りまとめの上、回答書を令和8年10月9日（金）までに高島市民病院ホームページにおいて公開します。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び高島市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を期限までに提出してください。

ア 参加申込書（様式2） 1部

イ 企画提案書 10部

- ウ 委託料見積書（税抜） 1 部  
エ 受託業務実績表 10 部

※高島市指名競争参加資格審査登録名簿に登載されていない法人については、次の書類も併せて提出すること。

- オ 法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 1 部  
カ 法人でない団体にあっては、代表者の身分証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可） 1 部  
キ 個人にあっては、身分証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可） 1 部  
ク 法人にあっては、直近年度の国税（法人税および消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。） 1 部 ※市町村税については高島市内に事業所（支店・営業所含む）がある場合のみ提出  
ケ 法人でない団体にあっては、代表者の直近年度の国税（所得税および消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。） 1 部  
コ 個人にあっては、直近年度の国税（所得税および消費税）、※市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。） 1 部 ※市町村税については高島市内に事業所（支店・営業所含む）を有する場合のみ提出

(2) 提出期限 令和8年10月15日（木）17時00分まで

(3) 提出場所 高島市民病院 事務部 医事課

(4) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の17時00分までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

## 10. 企画提案書作成方法

高島市民病院医療情報システム更新支援業務委託仕様書に基づき次により作成し提出してください。

(1) 企画提案書には以下の内容を記載すること（10ページ以内）

① 基本的な考え方（1ページ程度）

貴社の基本的な考え方、特徴的なものを記載して下さい。

② 具体的提案（8ページ程度）

委託業務に関し、体制、ヒアリング回数、支援内容等を提案して下さい。

③ スケジュール（１ ページ以内）

業務実施作業スケジュール

(2) 形式は、A4サイズとする。

(3) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

(4) 委託業務見積書

- ・ 提出する提案書を踏まえ、業務の内容に応じた費用を見積書として提出すること。
- ・ 様式は任意のものとするが、積算の根拠である人工数、費用内訳を記載すること。
- ・ 見積書は令和 9 年度末までの見積金額とし、日本円で消費税および地方消費税を含まない額を記入すること。

(5) 受託業務実績表

様式は任意のものとするが、次に掲げる内容が記載されていること。

- ・ 公立公的病院等の委託業務の実績
- ・ 貴社の過去5年間の同種業務実績および現在進行中の同種業務の実績
- ・ ベンダー変更の委託実績の有無
- ・ DPC病院の委託実績の有無

1 1. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 提案書等をもとに、設定した基準に基づいて、書類およびプレゼンテーション審査により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を一者選定する。

(2) 審査要領に基づく審査については、選定審査項目について審査を行う。

(3) 下表の各審査項目について、絶対評価で点数をつける。

（非常に優れている・優れている・普通・やや劣っている・劣っているまたは記述不足）。「特に優れている」の評価については、最も優れている企画提案書等についてのみつけることができるものとする。

○審査項目および評価点

| 審査項目     | 配点 |
|----------|----|
| ① 受託業務実績 | 10 |
| ② 業務実施体制 | 20 |

|          |     |
|----------|-----|
| ③ 提案の的確性 | 20  |
| ④ 提案の実現性 | 20  |
| ⑤ 見積額の評価 | 30  |
| 合 計      | 100 |

- (4) 審査委員の採点を集計し、獲得点数の高い事業者から順に契約交渉相手方を選定する。なお、提案者が1者のみの場合は、審査委員の採点の平均点が60点以上であれば、その者を契約交渉相手方とし選定する。
- (5) 書類およびプレゼンテーション審査は、令和8年10月19日（金）頃を予定している。プレゼンテーションは提案書提出順とし、具体的な日程は提案書提出後に別途連絡する。

①プレゼンテーションの時間

時 間：20分程度

質疑応答：10分程度

②出席者

プレゼンテーションの参加人数は2名以内とする。

③使用備品

プレゼンテーション時に必要なプロジェクター等の使用機材、備品については、必要に応じて、提案者にて用意すること。

## 12. 審査結果

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。審査経過については一切公開しない。また、審査の結果に対しての異議を申し立てることや、審査結果および内容について説明を求めることはできない。

## 13. 契約に関する事項

(1) 契約は、選定された優先交渉権者と本市の間で業務内容や役割分担等について協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約することを原則とする。

(2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するものではない。

(3) 協議において疑義が生じた場合は、原則として本市の解釈によるものとするため、提出書類等において曖昧な表現や記載を避けること。疑義の解消に要する費用は提案者の負担とする。

(4) 選定された優先交渉権者との協議が不調となった場合又は失格となった場合は、次点者と協議を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約する。

(5) 本業務における成果品の著作権は本市に帰属するものとし、本市は本業務の成果品を自ら使用及び使用許諾した必要な範囲において第三者に対して、随時利用できるものとする。

(6) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、契約目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後も同様とする。

#### 1 4. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 病院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

#### 1 5. 情報公開及び提供

病院は企画提案者から提出された企画提案書等について、高島市情報公開条例（平成18年9月29日条例第80号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

#### 1 6. その他

##### (1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

##### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することが

できないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を病院に請求することはできません。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面(様式は任意)により、病院あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

キ 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる事態に至った場合

ク 信義に反する行為があった場合

ケ 公共事業、その他に関して違法行為等により指名停止、課徴金納付命令等の処分を受けている又は受けるに至った場合

コ その他実施要領等において示した条件等に違反した応募がされた場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

但し、受託先に選定されたものが作成した企画提案書などの書類については、病院が必要と認める場合には、病院は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

17. 問合せ先

高島市民病院 事務部 医事課

電話 0740-36-0220

FAX 0740-36-1341